

○ インボイス発行事業者となる場合（手続）

オンライン説明会
「導入編」資料抜粋

ポイント

▶ 免税事業者の登録申請手続

- インボイス発行事業者の登録を受けようとする場合には、「適格請求書発行事業者の登録申請書」（登録申請書）を提出する必要があります（「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。）。
- 登録を受けると課税事業者となります。登録を受けた場合、登録日以後の課税資産の譲渡等について、消費税の申告が必要です。
- 免税事業者は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間においては、登録希望日（申請書提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することで、その登録希望日から登録を受けることができます。
- 免税事業者が、登録を受けた場合には、インボイス発行事業者の登録を取りやめたときであっても、登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間までの間は、免税事業者となることはできません（令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受けた場合を除きます。）。

特設サイト
申請手続



例：免税事業者が令和6年2月1日に登録を受けようとする場合)

R5.1.1

R5.10.1インボイス制度開始

免税事業者

登録希望日
(令和6年2月1日)
を記載

R6.1.17まで
に申請書提出

登録希望日
R6.2.1

インボイス発行事業者
【課税事業者】

登録申請書のみを提出（「消費税課税事業者選択届出書」は提出不要）

○ インボイス発行事業者となる場合（e-Tax）

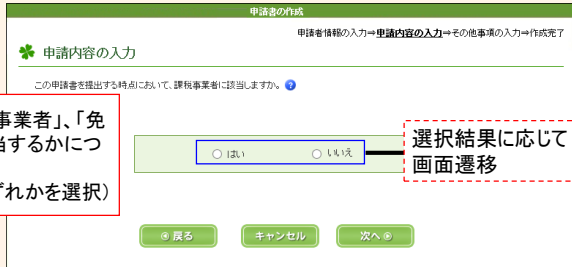
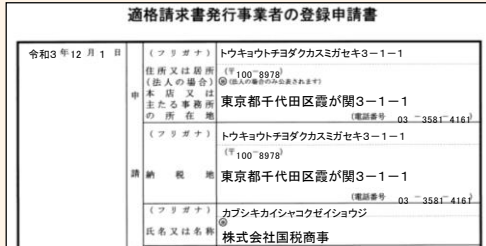
消費税の基本的な仕組みから
知りたい方へ

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

- ◆ 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます
- ◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください
- ※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書（マイナンバーカード等）が必要です

申請手続



ソフトウェア	e-Taxソフト(WEB版) 	e-Taxソフト(SP版) 	e-Taxソフト 
電子証明書	必要		
ダウンロード	不要		必要
利用端末	パソコン	スマートフォン・タブレット	パソコン
作成形式	問答形式（画面イメージはe-Taxソフト(WEB版)のもの） 画面に表示された質問に回答し、入力するイメージ  申請時点において「課税事業者」、「免税事業者」のどちらに該当するかについての質問画面 （「はい」、「いいえ」のいずれかを選択）		帳票形式 書面と同様に各項目に入力するイメージ 
利用可能者	法人・個人事業者	個人事業者のみ(※)	法人・個人事業者
代理送信	可能	不可	可能

※ 個人の国外事業者の方は、e-Taxソフト(WEB版)若しくはe-Taxソフトをご利用ください。